

全国介護者支援団体連合会 規約

2022年6月25日 改定

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、全国介護者支援団体連合会と称する。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を東京都新宿区に置く。

第2章 目的および事業

(目的)

第3条 本会は、次に掲げる事項を目的として活動する。

- ・介護者支援の社会的認知を高めること
- ・介護者支援に関する施策制度の実現
- ・各地域における介護者支援活動の充実とその発展

(事業)

第4条 本会は、本会の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。

- (1) 介護者支援にかかわる支援やサービスのモデル事業の研究
- (2) 介護者支援にかかわる会員団体の情報交換や交流、ネットワーク事業
- (3) 介護者支援にかかわる政策の実現にむけての提言と発信
- (4) 介護者支援にかかわる人材育成に関する研究や研修
- (5) 介護者支援にかかわる団体の基盤整備に向けての提言と支援
- (6) その他、本会の目的達成のために必要な事業

第3章 組織

(構成員)

第5条 本会には、次に掲げる会員を置く。なお正会員は総会での議決権を有する。

- (1) 正会員 本会の目的に賛同し入会する市民団体または個人。
- (2) 準会員 本会の活動（ワーキング・グループ）に参加する会員。
個人、企業・団体等。
- (3) 協賛会員 本会の活動に賛同し資金援助する会員。個人、企業・団体等。

- 2 正会員の入会は運営委員会の承認をもって有効となる。
- 3 会員が次の各号の一に該当するときは、所定の手続きにより除名することができる。

この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本会の規約又は規定に違反したとき
- (2) 本会の目的に反する行為をしたとき

(会議)

第6条 本会には以下の会議を置く。

- (1) 総会
- (2) 運営委員会

(総会)

第7条 総会は正会員からなる本会の最高意思決定機関である。

2 総会における議決権は、1正会員につき1票とする。

4 総会の種類は次の通りとする。

(定例総会) 最低年1回、年度終了後3ヶ月以内に開催するものとする。

(臨時総会) 下記の場合に随時開催する。

- 一、正会員の5分の1以上から請求のあった場合
- 二、運営委員会で開催を議決した場合
- 三、監事から請求のあった場合

(総会の役割)

第8条 総会は以下の権能を持つ。

- (1) 予算案および決算報告の承認、事業計画および事業報告の承認
- (2) 会員の除名の決定
- (3) 役員を選任、解任
- (4) 会則の改正
- (5) 本会の解散、合併
- (6) 事務局を選任、解任
- (7) その他、運営委員会が総会に付すべき事項として議決した事項

(運営委員会)

第9条 本会の日常的な運営をつかさどる場として運営委員会を置く。運営委員は、総会において正会員の中から選任される。

2 運営委員以外の正会員・準会員・協賛会員は原則として参加可能とする。ただし議決権は持たない。

(運営委員会の役割)

第10条 運営委員会は以下の権能を持つ。

- (1) 予算案・決算報告案、および事業計画案・事業報告案の策定
- (2) 正会員の新規加入の承認
- (3) ワーキング・グループによる本会名での対外発信に関する承認
- (4) 総会に付すべき事項の決定
- (5) その他、本会全体にかかわる重要事項の審議

(議決)

第11条 総会は構成員の過半数の出席をもって成立し、出席会員の過半数をもって議決する。

- 3 会議は、委任状の提出により出席したものとみなす。
- 4 総会の議長はその総会において出席した正会員の中から選出する。運営委員会の議長は出席した運営委員の中から選出する。
- 5 その他の会議手続きは細則に定める。

(役員)

第12条 本会は、次の役員を置く。

- (1) 運営委員 3名以上
- (2) 監事 2名2
- 2 運営委員のうち、1名を代表、1名を副代表とする。代表および副代表は運営委員の互選により選任する。
- 3 役員の内任期は2年とし、再任を妨げない。
- 4 市民活動に造詣の深い人、社会的に信頼の厚い人を総会の承認を経て、顧問にお願いすることが出来る。

(役員の仕事)

第13条 役員の仕事は次のとおりとし、互いに連携し特定の役員に仕事が集中しないよう留意することとする。

- (1) 共同代表は本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 運営委員は運営委員会を構成し、本会の日常的な運営を分担してつかさどる。
- (3) 監事は会計および仕事の執行状況を監査し、必要と認めるときは総会において意見を述べる事が出来る。

(事務局)

第14条 (削除)

(事務局の役割)

第 15 条 事務局を置き、以下の事務をつかさどるものとする。

- (1) 総会の開催にかかわる事務
- (2) 運営委員会の開催にかかわる事務
- (3) 各ワーキング・グループの活動状況を会員に共有する事務
- (4) 会計にかかわる事務
- (5) その他本会の運営上必要な事務

第 4 章 ワーキング・グループ

(ワーキング・グループ)

第 16 条 会員はテーマごとにワーキング・グループ (WG) を形成して活動することができる。その構成単位は個人とし、会員の種類を問わず WG を結成ないし参加できるものとする。

2 各ワーキング・グループのメンバーは総会に出席し意見を述べることができる。

第 5 章 会計等

(経費)

第 17 条 本会の経費は、会費その他の収入をもってあてる。

(年度)

第 18 条 本会の会計年度・事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(細則)

第 19 条 この会則に定めるもののほか、この会則の施行に関し必要な事項は運営委員会の議決を経て、別に定める。

附 則

1 この会則は、2014 年 6 月 28 日から施行する。

2 本会の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

(省略)

3 設立当初の役員任期は、第 12 条の規定にかかわらず、設立の日から 2016 年 3 月 31 日以降 3 ヶ月以内に開催される最初の総会までとする。

4 設立当初の事業計画および収支予算は、第 8 条の規定にかかわらず、設立総会の

定めるところによるものとする。

5 設立当初の事業年度は、第 18 条の規定にかかわらず、設立の日から 2015 年 3 月 31 日までとする。

6 年会費は次に掲げる額とする。

一、正会員

年会費 5,000 円

二、準会員

年会費 1 口 3,000 円（個人）

年会費 1 口 5,000 円（団体等）

三、協賛会員

年会費 1 口 5,000 円（個人）

年会費 1 口 10,000 円（企業、団体）